

開催年月日 令和7年11月10日（月）

質問者 民主・道民会議 広田 まゆみ 委員

答弁者 水産林務部長、林務局長、森林計画担当局長
総務課長、森林計画課長

質問要旨	答弁要旨
<p>一 障がい者雇用の推進などについて 障がい者雇用の推進などについて伺います。</p> <p>（一）総合評価の実績について 総合評価の実績についてですが、道においては、障がい者就労支援企業認証制度がありますが、令和6年度水産林務部の発注工事のうち、この認証を受けている落札企業の割合はどのようになっているのか伺います。 また、それは増加傾向にあるのかどうか伺います。</p> <p>（二）林福連携の取組について 令和6年度の北海道における林福連携の取組実績を伺うとともに、成果と課題を伺います。</p>	<p>○ 高畠総務課長 総合評価の実績についてでございますが、道では、総合評価落札方式において、障がい者の就労支援などに積極的に取り組み、認証を受けている企業に対し加点評価をしているところでございます。 水産林務部における令和6年度の総合評価落札方式による工事は52件となっており、このうち障がい者就労支援の加点評価された落札件数は17件で、全体の約33%を占め、令和4年度の25%、令和5年度の28%と比較して増加傾向となっております。</p> <p>○ 加納林務局長 林福連携の取組などについてでございますが、道では、胆振総合振興局管内におきまして、市町村などが参画する担い手対策協議会が中心となって、林業・木材産業関係者を対象とした養護学校の見学会の開催といった取組を進めてきており、昨年度はキノコ生産事業者へ1名が就職し、これまで木材加工事業者への就職につながっておりますが、林業・木材産業は、他産業に比べ、危険を伴う重労働の作業が多く、移動や作業に付き添いが必要な場合もあるといった課題がございます。 このため、障がいのある方の就労にあたっては、事業者のニーズを把握しながら、個別の能力に応じて就労可能な職種や分野を判断し、マッチングにつなげる必要があることから、昨年度に設置しました「森林づくりの担い手対策に関する検討会」におきまして、林福連携に関する具体的な手法を検討してまいります。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>二 森林整備地域活動支援交付金制度の事業効果などについて</p> <p>森林整備地域活動支援交付金は、森林の有する多面的な機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、市町村長と締結した協定に基づき行われる、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施や森林整備に対する意欲向上につなげる地域活動、林業事業体等による施業実施の前提となる境界の測量、また、間伐等実施のための関係者の同意の取り付け等に係わる地域活動を支援するための制度と認識しています。</p> <p>以下、それぞれの項目に関して令和6年度の取り組み実績と事業効果について伺っていきたいと思います。</p> <p>(一) 森林経営計画促進について</p> <p>対象活動は、森林経営計画作成に必要な森林情報の収集、施業予定森林で行う調査、路網の線形調査、施業方法の決定に係る調査、森林経営計画の作成及び計画期間内の施業実施に係る不在地主などを含む合意の取り付けに必要な活動とのことです。令和6年度の取り組み実績と事業効果、及びどのような課題があるのか伺います。</p> <p>また、森林経営計画が策定されなかった場合、計画期間内に間伐が実施されなかった場合は、報告書に交付金の返還が発生するとのことです。それとも、こうした事例の有無についてもあわせて伺います。</p> <p>(二) 森林境界の明確化について</p> <p>森林境界というのは、特定の森林が、どの所有者に属しているのかを示す境界線のことだということです。けれども、この森林境界の明確化についての取組実績と課題について伺います。あわせて、こうしたことの中で、AIなどの活用はどのように進んでいます。そして、この現場の活動に十分なICT環境などは整っているのか伺います。</p> <p>一部自治体とかでもAI活用とかを検討されているところもあるようになってるんですけども、例えばこの森林境界の明確化単体だけでAIなどの投資をするのは大変なので、例えばクマだとかエゾシカ対策と併せて、この森林境界の明確化などにもAIを活用していくようなことをご検討いただければなと思っております。</p>	<p>○ 日比野森林計画課長</p> <p>森林経営計画の作成実績などについてですが、道では、計画的な森林の整備を推進するため、森林整備地域活動支援交付金を活用し、事業者が行う経営計画の作成や境界の明確化、所有者の探索などについて、市町村を通じて支援を実施しており、令和6年度は、道内3町において、約46ヘクタールの経営計画が作成されております。市町村や森林組合からは、マンパワーが限られる中、既存の計画への追加や新たな計画を作成するための事務作業に労力を要することなどが課題として挙げられております。</p> <p>なお、道内においては、平成25年度に、面積の算定誤り等による交付金の返還事例が3件ありましたが、森林経営計画が策定されなかったこと、計画期間内に間伐が実施されなかったこと、報告書に虚偽の記載があったことを理由とした返還事例はないところです。</p> <p>○ 日比野森林計画課長</p> <p>森林境界の明確化についてですが、令和6年度には、3町村において、地域活動支援交付金を活用し、合わせて約94ヘクタールの森林について、森林境界の明確化に取り組んでおりますが、市町村からは、森林所有者の高齢化や不在化などにより、現地立会等による森林所有者との確認作業を行うことが年々難しくなっていると伺っております。</p> <p>こうした中、道内においては、森林境界の明確化にAIを活用している事例は把握しておりませんが、一部の林業事業者等においては、ICTを活用できる環境のもと、レーザ計測等のリモートセンシング技術を活用した明確化に取り組んでいると承知しております。</p>

質問要旨	答弁要旨
(三) 森林所有者の探索について 所有者が不明な森林について、戸籍、住民票、課税情報等の公的書類を活用して所有者を探索・確認する活動も、この交付金の対象になっていますが、道内における所有者が不明な森林というのはどの程度あるのか伺うとともに、令和6年度の取組実績について伺います。今後、どのように取り組むのか、あわせて伺います。	<p>○ 立原森林計画担当局長</p> <p>所有者不明森林の探索についてでありますと、令和2年度に国が行った調査によると、登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない森林は約3割とされておりますが、道内における所有者不明の森林の割合は把握しておりません。</p> <p>所有者の探索についてでございますが、令和6年度は、本交付金制度の活用実績はございませんが、平成31年度に創設された森林経営管理制度に基づく探索も行っている市町村もあることから、道といたしましては、本交付金や森林経営管理制度の周知などを図り、所有者探索の取組を促進してまいります。</p>
(四) 森林経営計画への参画実績などについて 必要な伐採だとか、そういう具体的な事業のときに、不明な方が居ると困るので、その都度、調査をしているということなのかもしれないですが、第3回定例道議会予算特別委員会で、100年先の森を守る林地開発許可について、道においては、北海道森林づくり基本計画を策定し、地域の特性に応じた森林づくりを推進しており、新たに森林を取得する方々にも、森林経営計画の参画を促していくという答弁をされました。そういうことであるならば、令和6年度の森林経営計画の参画率はどの程度であったのか伺います。そして全国の他県と比べて、かなり高い水準にあるのではと推測をいたしますが、現在のこの森林計画の参画の達成状況をどのように評価しているのか伺います。	<p>○ 日比野森林計画課長</p> <p>森林経営計画の認定状況などについてでありますと、道内の民有林においては、森林所有者の約7割が5ヘクタール未満の所有規模となっていることから、主に森林組合や林業事業体等が森林所有者から経営委託を受け、近隣の森林を一括的に管理する森林経営計画を作成し、効率的な森林の整備に取り組んでおります。</p> <p>道内における令和6年度末の森林経営計画の認定率は74%と、5年度末の72.8%から1.2ポイント増加しております。</p> <p>また、5年度末の全国の認定率27%と比較して、非常に高い水準で推移しており、森林組合が所有者の理解を得て計画作成に積極的に取り組んできた成果と認識しております。</p>
(五) 未参画者への対応について 参画に至らなかった森林所有者においては、例えば意欲の低下や、事務手続きの負担、森林整備の担い手不足などの課題があるのでないかと推察しますが、どのような理由が障壁となっているのかうかがいます。そして道としてこれらの課題に対応するために、今後、どのような対策をとられるのか伺います。	<p>○ 日比野森林計画課長</p> <p>森林経営計画へ参画しない所有者への対応についてでありますと、所有者が経営計画に参画しない理由としては、長期にわたる木材価格の低迷により、森林所有者の森林整備に対する意欲が減退していることや、森林所有者の世代交代などにより森林への関心が薄れているほか、森林所有者の特定が困難な場合、森林組合などが、計画への参画に向けた働きかけができないことなどが要因と考えております。</p> <p>このため、道では、森林所有者が森林経営計画へ参画し、計画を継続していただけるよう森林整備の必要性などを分かりやすく記載したチラシを配布するなど、所有者の森林経営への関心や意欲の向上に取り組むとともに、事業コストの低減に向け、路網の整備や高性能林業機械の導入への支援を行うほか、市町村に対し、所有者の探索手順などを助言し、所有者特定を支援しており、引き続き、こうした各般の取組を進めてまいります。</p>
地道な取組をされてるということだと思いますが、こうした取組を進化させていくということが、ある意味で違法な林地開発とかも防止していくことに繋がるのではないかなどと思っております。	

質問要旨	答弁要旨
<p>(六) 未参画者の森林經營管理法に基づく情報共有などについて</p> <p>違法な林地開発許可の場合についてもですね、個人情報保護の観点から、色々課題があります。そこはきちんと、ご検討というか改善いただきたいということは、ご提案を第3回定例道議会でもさせていただきましたが、森林經營計画に未参加の方の個人情報の公開は、同じような理由でできないと思いますが、市町村自治体や森林組合と例えれば森林台帳による情報共有は可能ではないでしょうか。森林經營計画へのすべての森林取得者に参加を促していく。確かにそのような姿勢を部長も示されたと思っておりますけども、これまでどのように取り組み、今後は、どのようにこの取り組みを強化していく考えなのか伺います。</p> <p>【指摘】</p> <p>最後になりますが、わたくしも改めて色々勉強させていただいたというところですけれども、道が全国に類を見ない森林經營計画の参画率であり、ある意味ではですね、森林に関する情報が集積をされている状況であると思うんですが、簡単に別にAIを使えばなんでも出来ると思いませんけれども、事務処理の負担だとか、そういう課題も指摘されてる中で、道、市町村、森林組合が持ってる情報で、そこの中に入ってない人が対策の対象になるということなので、それこそICTの活用も含めてですね、この情報の公開のしかたも含めてですね、情報をどのように使っていくかということについて、是非ご検討いただきたいということを指摘させていただきまして、質問を終わります。</p>	<p>○ 岡嶋水産林務部長</p> <p>今後の取組についてでありますと、本道の民有林における森林經營計画の認定率は7割と極めて高く、計画的な伐採や伐採後の着実な植林が行われており、今後も、新たな森林所有者の方々にも計画に参画してもらうことで、森林資源の循環利用を一層推進していくことが重要でございます。</p> <p>こうした中、森林法においては、市町村は、森林所有者等の情報が記載された林地台帳を作成し、森林經營計画の認定を受けている事業者等からの求めに応じて、その情報を提供できることとされており、道では、森林組合等に対しまして、こうした制度も活用しながら森林所有者を把握し、計画を作成していない方々には、近隣の既存計画への参画を働きかけるように、助言をしてまいります。</p> <p>また、市町村など関係者と連携をし、森林所有者の方々に対し計画制度や支援制度の周知を行うとともに、森林組合等に対し計画制度に関する研修会を開催し、計画的な施業について広く理解醸成を図るなど、森林經營計画の作成を通じた効率的な森林整備を促進し、100年先を見据えた森林づくりを進めてまいります。</p>